

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	経済産業省、総務省、農林水産省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	19 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき同意された基本計画期間満了後の措置について		
提案市	上田市、須坂市、東御市		
提案要旨	<p>「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(以下「法」という。)に基づく基本計画の同意を得た地方自治体の実施する税制による支援措置(固定資産税・不動産取得税の減免及び減収補填措置。以下「支援措置」という。)の適用期限の延長を要望する。</p> <p>また、現時点で基本計画満了後の取扱いに関する情報がない状況であることから、早期の情報開示と同意基本計画及び承認地域経済牽引事業計画に対して経過措置等の設定と共に、引き続き農地の開発に対する配慮規定を盛り込み、弾力的かつ柔軟な運用を要望する。</p>		
提案理由	<p>法に基づき平成30年3月31日までに基本計画の同意を得た支援措置は、承認地域経済牽引事業者が令和5年3月31日までに設置する資産が対象となるが、本制度は基本計画の期間中から終期を超えての事業も計画設定できるにも関わらず、基本計画終期以降の対象資産の設置は、優遇措置を受けられない制度であり、コロナ禍や物価高騰など依然厳しい環境の折、事業者の設備投資を促進するため適用期限の延長が必要である。</p> <p>また、県内で国に同意されている基本計画は令和4年度末で計画期間満了となっているが現時点で基本計画満了後の取扱いに関する情報がない状況である。</p>		
現況及び課題等	<p>・長野県上田地域基本計画(期間:国同意H29.12.22~R5.3.31)に従って事業を実施する事業者に対し、計画構成市町村では固定資産税を免除し、減収補填措置を受けている。</p> <p>【税制支援措置の状況】</p>		

	上田市	東御市	合計
平成31年度	2件	2件	4件
令和2年度	2件	3件	5件
令和3年度	3件	6件	9件
令和4年度	4件	4件	8件

・須坂市では、事業者より基本計画期間満了後についての地域経済牽引事業の取扱いに関する問い合わせがあり、当該事業計画において内容に変更が生ずる場合、満了後の措置等により当該事業計画に関する対応を検討する必要性が生じている。牽引事業者において新型コロナウイルスの影響及び令和元年東日本台風災害による建築資材及び生産設備の納入遅延等の影響や、この事による業績への影響等総合的な判断により、当初の地域経済牽引事業計画から計画縮小等の変更を余儀なくされる状況となっており、基本計画期限満了後の当該事業計画の取扱い如何によって現在の対応策を検討する必要性が生じている。

関係 法令	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 平成十九年法律第四十号
------------------	---